

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松南部地区(根岸)	令和4年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	19.40 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.66 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	4.05 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.05 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.00 h a
(備考) 門田第4地区として経営体育成基盤整備事業に取り組み約9 h aについては、集積が進んでいる。基盤整備エリア以外の果樹地帯などのプランについて作成を行う。	

2 対象地区の課題

<p>■人</p> <p>○認定農業者は1名。畑地及び果樹地帯については、兼業農家が多く高齢化も進んでいる。</p> <p>○将来リタイヤ等が出し手が増加することにより、担い手及び後継者不足が懸念されている。</p> <p>■農地</p> <p>○水田の一部については、農地整備事業実施済だが、果樹地帯の一部では離農により伐採している農地もあり、今後維持管理が困難である。</p> <p>○獣害（イノシシ）が年々増加している。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <p>○農地整備事業エリアについては既に担い手への集積が進んでいるが、畑地や樹園地を中心とする農地整備事業エリア以外の農地について、将来リタイヤ等で耕作が困難になった場合の対応策の検討を随時行っていく。</p>
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 農地整備事業エリア以外の農地の管理について

○樹園地が多いことから、耕作者がリタイアを検討する場合には、隣接した農地の耕作者あるいは農業委員会を通じた新たな耕作者の確保を図る。

② 農地貸借に係る方針

○農地整備事業エリアについては、農地中間管理機構による貸借を原則とするが、出し手と受け手の意向を尊重し、農業委員会の利用権設定と農地中間管理機構を活用した貸借を併用する。
○樹園地のリタイア等による貸借について、耕作方針や管理方法が異なることを踏まえながら条件等に見合う貸借を進めるとともに、貸借が困難な場合は、荒廃化しないよう集落で管理方法について検討していく。

③ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

○農地の多面的な機能を維持し、集落内農地を集落で守っていく意識の醸成のため、多面的機能支払制度に継続して取り組む。
○組織体制や保全活動については、中心経営体だけでなく、集落全体で可能な範囲で協力をいただき運営していく。

④ 新たな担い手の育成・確保

○集落内の認定農業者は1名であり、引き受け面積にも限りがあることから後継者の育成が必須である。
○②で記載した課題を考慮しながら、他集落や関係機関を通して情報提供を行い新規就農者を含め担い手の確保に努める。

⑤ 獣害対策

○イノシシの被害が年々増加していることから、電気柵の設置など対策を強化していく。
○また、被害を受けた場所や被害を受けた農作物などをまとめ、被害マップの作成を検討する。